

C'est
la
vie

サービス利用契約書

(
特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護

(

株式会社ソラスト
せらび小金井

様（以下「利用者」という）及びその家族、または身元引受人、成年後見制度による後見人等を含む代理人（以下「家族等」という）と株式会社ソラストの運営するサービス付き高齢者向け住宅せらび小金井（以下「事業者」という）は、介護保険法その他の関係法令（以下「介護保険法令等」という）に定める指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定特定施設入居者生活介護（以下「サービス」という）の利用にあたり、下記のとおり契約（以下「本契約」という）を締結し、その証として本契約を2通作成し、記名捺印のうえ、各自その1通を保有します。

(1) 契約日

契約締結日	年 月 日
介護保険被保険者証有効期限	平成・令和 年 月 日まで
サービス利用開始予定日	年 月 日
サービス利用開始日	年 月 日

(2) 契約当事者の表示

利用者	住所	
	氏名（性別）	印（男 女）
	生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日生
事業者 事業所	所在地 名称／代表者	東京都港区港南二丁目15番3号 株式会社ソラスト 代表取締役 野田 亨
	事業所の所在地 名称 管理者	東京都小金井市貫井北町三丁目37番6号 せらび小金井 管理者 井上 大樹 印
	指定事業者番号	第 1374101523 号

(3) 契約当事者以外の事項

家族等	住所	
	氏名	印
	利用者との 続柄	
身元引受人 (連帯保証人)	住所	
	氏名	印
	利用者との 続柄	
	極度額	200万円
利用者代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との 関係	

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 事業者は、介護保険法令等を遵守し本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供します。また、真心のこもったサービスの提供を心がけ、利用者及び家族等に「せらび」(C'est la vie!=フランス語で「すばらしい人生を送ろう!」の意味)と感じてもらえるよう努めます。
- 2 本契約に基づき提供される介護保険給付対象サービスおよび介護保険給付対象外サービスの内容は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間と更新）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日から利用者の介護保険被保険者証の有効期限とします。ただし、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定または要介護認定、更新認定、状態区分の認定、取消等の手続き（以下「要介護認定等」という）により、要支援認定または要介護認定の有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに利用者から書面による契約解除の申し出がない場合、この契約は同一内容で自動更新され、以降も同様とします。

第3条（運営管理規程）

事業者は、事業所の運営について以下に掲げる重要事項に関する規程（「運営管理規程」）を定めます。

- ① 事業の目的
- ② 運営の方針
- ③ 事業所の名称および所在地
- ④ 職員の職種、員数および職務内容
- ⑤ 定員および居室数
- ⑥ 特定施設等のサービス内容
- ⑦ 利用料その他の費用の額
- ⑧ 他の住戸（居室）へ住み替える場合の条件および手続き
- ⑨ 事業所の利用に当たっての留意事項
- ⑩ 緊急時等における対応方法
- ⑪ 非常災害対策
- ⑫ その他運営に関する重要事項

第4条（身元引受人）

入居者は、身元引受人を定めるものといたします。

- 2 前項の身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うものとします。
・極度額 200万円
- 3 事業者が管理運営規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものといたします。
- 4 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものといたします。
- 5 事業者は、入居者が要介護状態にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものといたします。

- 6 身元引受人は入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うことといたします。

第5条（介護保険給付対象サービス）

- 1 本契約における介護保険給付対象サービスとは、特定施設入居者生活介護サービス計画または介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画（以下「サービス計画」という）に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。
- 2 前項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練および療養上の世話を行います。
- 3 本条第1項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の支援、その他の日常生活上の介護、ならびに機能訓練および療養上の世話を行います。

第6条（介護保険給付対象外サービス）

本契約における介護保険給付対象外サービスとは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設等の介護保険給付とは別に、介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第37号・第238条第3項第一号、厚生省令第37号・第182条第3項第一号および該省令の解釈通知である老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービスおよび個別的な選択による個別介護サービスをいい、添付「要介護認定に伴う確認書」に定めるものをいいます。

第7条（サービス提供の場所）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスを、原則として事業所における共有の食堂および浴室または、当該利用者の住戸において提供します。
- 2 事業者は、利用者に対し、より適切なサービス提供のため必要と判断した場合、本契約に基づくサービスの提供の場所を事業所内において変更することがあります。
- 3 前項の必要性の判断およびサービス提供の場所の変更にあたっては、事業者は医師の意見を聴くとともに、利用者の意思を確認します。

第8条（地域との連携等）

事業者は、事業の運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流を深め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

第2章 介護サービスの内容確認とその手続き

第9条（サービス提供に伴う確認）

事業者は、サービスの提供に伴い、その内容を確認することを目的に、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を説明のうえ、利用者および家族等の同意を得るものとします。

- ① 要介護認定等の内容およびその認定日、有効期間
- ② 認定審査会の意見
- ③ 市町村により確定されたその他の重要な事項
- ④ 介護保険給付対象サービスの費用の支払いについて、介護保険法令等に定める、法定代理受領または償還払いのどちらを希望するかの確認
- ⑤ 選択するサービスの内容
- ⑥ 介護保険給付対象外サービスに対して、支払うべき費用の内容および額への同意

- ⑦ 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- ⑧ その他、利用者または事業者において必要と考えられる事項

第10条（サービス計画の作成と変更）

- 1 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに個別のサービス計画を作成します。
- 2 前項のサービス計画は、利用者及び家族等に対し、書面の交付及び説明をし、その内容に同意を得るものとします。
- 3 利用者及び家族等は、希望に応じていつでもこの計画の変更を申し出ることができます。

第3章 事業者の義務

第11条（事業者の守秘義務）

事業者は、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。個人情報はサービス提供に関する利用目的の必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。また、業務上知り得た個人情報に関して、外部への流出を防ぐための管理体制を徹底し、介護従業者の退職後もこれに準ずるものとします。別紙「個人情報の利用同意書」にて予め利用者および家族等に関する個人情報の利用にご同意いただきます。

第4章 サービス料金の支払い

第12条（サービス利用料金）

- 1 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要介護認定に伴う確認書」および生活支援サービス重要事項説明書に基づき支払うものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して本契約に基づき提供されたサービスの対価として、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書を月ごとに発行します。

第13条（利用料金の変更）

- 1 介護保険給付対象サービスの費用として支払う利用料金、その他、介護保険法令等の変更があった場合、事業者は利用者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。
- 2 介護保険給付対象外サービスの費用として支払う利用料金について、事業者は、利用者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合、事業者は、事業所の所在する地域の発表する消費者物価指数および人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

第14条（証明書の交付）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたとき、利用者の求めに応じてサービスを提供したことを証する書面を交付します。
- 2 前項のサービス提供の証明に関する書面の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求める場合があります。

第15条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生し、利

用者の生命、身体、財産等に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対し損害を賠償します。ただし、利用者に故意または重大な過失がある場合、または当該事故が事業者の責めに帰すべき事由でない場合、この損害賠償を減免される場合があります。

第5章 契約の終了

第16条（契約の終了事由）

本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 利用者が、要介護認定等において自立と認定された場合
- 3 サービス付き高齢者向け住宅の賃貸借契約が終了した場合
- 4 事業者が介護保険法令等に基づく、特定施設等の事業者指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 5 利用者が事業所の提供するサービスに代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 6 本契約が解約または解除された場合

第17条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、利用者の行動が本人または他の利用者及びその他の者の生命、財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の援助方法ではこれを防止する事ができず、本契約に基づくサービスの利用継続が著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。
 - 一 本契約の入居者、署名代行者・身元引受人・法定代理人及び家族等から暴言・暴力ハラスメント等があり、職員の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合
 - 二 その他、入居者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 医師の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について90日（三月）の予告期間をおくこと
 - ④ 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、利用契約で定める家族等の意見を聴くこと。
- 3 事業者は、介護保険法令等に基づくサービス利用料の支払いがない場合等、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断し、その支払につき、利用者がしばしば遅延した場合には、2ヶ月の予告期間において、本契約を解除することがあります。
- 4 利用者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、「重要事項説明書」に定める介護保険外サービス費の支払いを遅延する場合にも、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は2ヶ月とします。

第18条（利用者からの契約解除）

利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を契約解除することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に対し、書面により通知するものとします。

第19条（精算）

事業者は、本契約が終了した場合、利用者に対し既に実施されたサービスの利用料金を契約終了日から3ヶ月以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については、介護保険法令等によるものの他、管理費、基本運営費、家賃相当額は1か月を30日とする日割計算により算出した額を、食費は実食数に基づき算出した額を精算するものとします。

第6章 苦情処理

第20条（苦情処理）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情受付窓口を設置します。
- 2 利用者は、行政機関または国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、苦情申し立てがなされた場合、これに対し迅速かつ適切に対処いたします。また、事業者は、この苦情を理由に利用者に対し何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

第7章 その他

第21条（反社会的勢力の排除の確認）

事業者と入居者は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約するものとします。

- 1 自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者または構成員ではないこと
- 2 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、またはこれらに準ずる者をいう。）または家族等が反社会的勢力ではないこと
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- 4 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ②偽計または威力を用いて相手方の行為または業務を妨害または信用を毀損する行為

第22条（協議事項）

本契約に定めのない事項および疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

第23条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業所所在地の属する地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。

以 上

せらび小金井 要介護認定等に伴う確認書

サービス利用契約書本紙（以下「サービス利用契約書」という）に基づき次の事項を確認します。

この書面は、利用者が負担することになる料金の目安等を確認する目的で作成されています。

この書面の適用期間は、要介護認定等の有効期間とします。また、要介護認定等において変更が行われた場合、本書面の適用期間は、新しい介護認定等の有効期間に自動更新するものとします。なお、区分変更が行われた場合、特に異議がないかぎり、介護サービスに関する料金については「サービス利用に伴う確認書の補足説明」に準じ変更されるものとします。

1. 要介護認定等の内容及び利用契約の種別の確認

保険者	市 区 県	保険者 番号	
介護保険被保険者番号		認定日	
被保険者証有効期間		要介護度	
認定審査会の意見等			
利用契約の種別	☐ 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用契約		
	☐ 特定施設入居者生活介護サービス利用契約		

※利用者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的なサービスの内容は、本書の確認とは別に、利用者との協議とその合意に基づき作成される「サービス計画書」によるものとします。

なお、利用者の「サービス計画書」の作成における責任者は下記のものを予定しています。

計画作成担当者名： _____

2. 要介護認定に伴う利用者への介護サービスに関する確認内容

介護保険による介護費の支払方法について選択してください。 (□にレ点を記入してください)	☐ 「法定代理受領」を選択し、事業者に対して介護費の介護保険負担割合証による額（1割～3割）のみ支払う。 ☐ 「償還払い」を選択し、事業者に対し介護費の全額を支払い、市区町村へ「法定代理受領相当分」の請求を行う。
本契約に基づくサービスの利用に関する利用料金や支払方法について選択してください。 (□にレ点を記入してください)	☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
その他の確認事項	

3. 利用料金等の目安

1) 介護保険利用に関する利用料金等の目安 (30 日利用の場合の目安)

介護保険適用内訳		法定代理受領	償還払い	備考
利用者負担額	割負担	円	円	30 日分の 目安ですの で、利用日 数により変 わります。
加算給付額	個別機能訓練加算	円	円	
	医療機関連携加算	円	円	
	科学的介護推進体制加算	円	円	
	介護職員等処遇改善加算	円	円	
介護保険利用料合計		円	円	

※負担額についての考え方は別紙「サービス利用に伴う確認書の補足説明」をご参照ください。

2) 月額利用料および選択サービスに関する料金等の目安

月額利用料内訳	月額	選択サービス内訳 *D	月額
家賃 (非課税)	92,300 円	☐ 食事 (税込) ※ 1	62,190 円
管理費 (税込)	60,489 円	☐ リネン貸出し ※ 2	6,390 円
基本運営費 (税込)	66,000 円	選択サービス利用料合計	円
月額利用料合計	218,789 円	月額合計目安	円

※ 1 食事は 1 か月 30 日の場合の金額です。

※ 2 リネン貸出しは、他に防水シート代 1 枚につき 157 円かかります。

3) 利用料金の支払方法

事業者は、利用料金を月ごとに計算し、利用月の翌月 25 日ごろ明細を付した請求書を利用者に発行します。

利用者は、あらかじめ利用者の指定する口座より利用月の翌々月 6 日に自動振替にて支払うものとします。

せらび小金井 要介護認定等に伴う確認書の「補足説明」

1. 介護保険給付対象サービスの考え方

当事業所における特定施設入居者生活介護費および介護予防特定施設入居者生活介護費（以下「介護費」という。）について（「要介護認定等に伴う確認書」の（A）、（B））の考え方を説明いたします。

2) 介護保険自己負担分の料金（1月につき＝30日換算）

① 基本サービス費（特定施設入居者生活介護費・介護予防特定施設入居者生活介護費）

地域単価 10.68 円 2024年介護報酬単位数より

要介護度	介護給付費の目安	1割負担	2割負担	3割負担
	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき
要支援1	58,633円	5,864円	11,727円	17,590円
要支援2	100,285円	10,029円	20,057円	30,086円
要介護1	173,656円	17,366円	34,732円	52,097円
要介護2	195,123円	19,513円	39,025円	58,537円
要介護3	217,551円	21,756円	43,511円	65,266円
要介護4	238,377円	23,838円	47,676円	71,514円
要介護5	260,485円	26,049円	52,097円	78,146円

② 加算等

事業所が加算等適用となる場合に料金が発生します。（1月につき＝30日換算）

項目	介護給付費の目安		1割負担		2割負担		3割負担	
	1日につき	1月につき	1日につき	1月につき	1日につき	1月につき	1日につき	1月につき
個別機能訓練加算Ⅰ ※6	128円	3,844円	13円	385円	26円	769円	39円	1,154円
協力医療機関連携加算① ※12 (相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合)	-	1,068円	-	107円	-	214円	-	321円
科学的介護推進体制加算 ※19	-	427円	-	43円	-	86円	-	129円
□ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ ※29	基本サービス費<(介護予防)特定施設入居者生活介護費>に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率12.2%を乗じた単位数に単位数単価 10.68円（地域区分）を乗じた金額(全ての利用者が対象になります。)							

① 介護費用については、介護報酬の告示上の額によるものとします。

② 当事業所は東京都小金井市に設置されており、介護費は1単位＝10.68円（3級地）です。

③ 介護費（10割）は、（介護費の単位）×利用日数×10.68で求め、小数点以下切捨て。

④ 続いて法定代理受領相当分（介護費の7割または8割、9割）を求め、小数点以下切捨て。

⑤ 利用者負担分は介護費（10割）から法定受領相当分を差引いた額となります。

⑥ 消費税は非課税になっています。

2. 介護保険給付対象外サービスの考え方（月払いで負担する分）

当ホームにおける介護費について（「要介護認定等に伴う確認書」の(C)）の考え方を説明いたします。

要介護認定結果	基本運営費の額	備考
要支援 1～2 要介護 1～5	66,000円（税込）	利用料金および介護サービス一覧表の通常範囲の内容サービスを受ける費用として

- ①当事業所の「要介護認定等に伴う確認書」の(C)の費用は、基本運営費が該当します。
- ②介護保険制度上の人員配置基準は、要介護者が 30 人以上の場合に直接処遇職員を要介護者等 3 人に対し 1 人以上必要とされています。
- ③これに対し、当事業所では常勤換算で人員配置が要介護者等 2.5 人に対し介護スタッフを 1 人以上配置しています（利用者の個別的希望に対する個別的介護サービス提供時間は除外）。よって、「要介護認定等に伴う確認書」の(C)の費用は人員を過配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付(利用者負担分含む)による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいています。
- ④介護保険給付対象外費用に対しては、消費税が課税されます。

3. 介護保険給付対象外サービスの考え方

当事業所における介護費について（個別選択による都度払い分「要介護認定等に伴う確認書」の(D)）の考え方を説明いたします。

- ① 生活支援サービス重要事項説明書に記載の個別選択によって提供されるサービスの費用については、実費を負担していただきます。
- ②1 ヶ月毎の請求としその明細を送付し、内容及び金額をお知らせします。

以上

